

平成 26 年度実施事業

No.	事業名	事業概要	実施主体
1	少量輸送システム試験運行	地域にあった輸送を実現するため、少量輸送システムの試験運行を実施する。 (1) 浦川原区 平成 26 年 6 月 30 日まで試験運行を実施し、本格運行へ移行する。 (2) 三和区 平成 27 年 4 月から路線を統合し、既存の利用者の利便性を確保しつつ、効率化を図る。 (3) 評価検証 浦川原区で実施した試験運行の評価検証を実施する。	協議会
2	総合的な交通計画の作成	「上越市総合公共交通計画」を作成する。 また、作成にあたり国の地域公共交通調査事業を活用する。	上越市 (協議会)
3	利用促進 周知広報	路線バスの利用促進を図るイベントや周知活動を実施する。また、少量輸送システム試験の周知を引き続き行うほか、地域協働推進事業に取り組む。	協議会 (上越市) (交通事業者)

平成 26 年度利用促進業務の実施概要

1 夏休み子ども「バス乗車体験」キャンペーンの後援

頸城自動車(株)が取り組む利用促進を後援し、
広報上越などで周知を図る。

- ・実施時期：平成 26 年 7 月 26 日～8 月 31 日
- ・周知方法：8/1 広報上越で周知、市の施設や小学校
へチラシを配布。
- ・主催：頸城自動車(株)およびバスグループ会社



2 バス利用促進イベントの実施

市民の公共交通への親近感の創出、意識醸成を促し、バスの利用を促進するため P R イ
ベントを実施する。

(1) バスの日フェスタ～働く車大集合～

- ・実施日：平成 26 年 9 月 21 日（日）
- ・会 場：イトーヨーカドー直江津店の屋外および店内の一部
- ・主 催：上越市地域公共交通活性化協議会、頸城自動車(株)
- ・後 援：新幹線まちづくり推進上越広域連携会議
- ・協 力：イトーヨーカドー直江津店、エルマール専門店街、富岡保育園、中央保育園、
古城保育園、夷浜保育園、有田保育園、やちほ保育園、ほたる保育園、有間川
保育園、保倉保育園
- ・概 要：園児の合唱やバスの絵展示、バスの運転席で記念撮影、お絵かきバス、ガイドさ
んの〇×クイズ、バスの乗り方・交通安全教室などの様々な催しを行う。
- ・参加者：2,700 人



【園児による合唱披露】



【バスの乗り方教室】



【お絵かきバス】



【バスの絵展示】

(2) バスの乗り方教室で使用する利用促進資料の提供

頸城自動車㈱がバスの日フェスタに使用する資料（路線バスの乗り方）の裏面に、利用促進に関する記事を提供する。



【表 路線バスの乗り方】



【裏 利用促進資料】

3 高校新生を対象にした啓発パンフレットの作成、配布

公共交通の重要な利用者である学生に特化した内容の啓発パンフレットを作成し、公共交通の利用促進を図る。

- ・ 配布時期: 平成 27 年 3 月
- ・ 配布先: 上越市内の新高校 1 年生
- ・ 配布数量: 2,500 部



【表紙】



【内容 (抜粋)】

4 上越市公共交通利用ガイドおよび上越市内公共交通時刻表の作成、配布

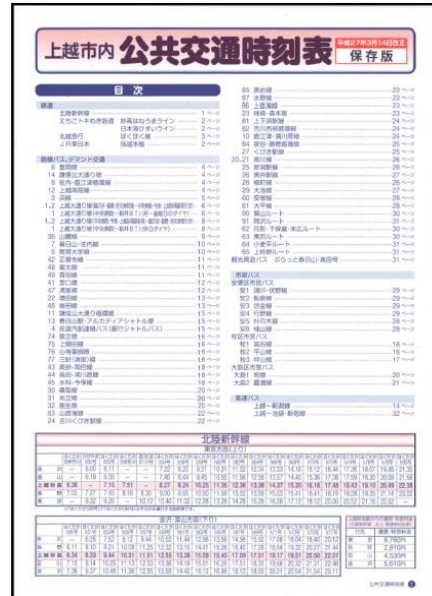
鉄道、路線バスなど上越市内の公共交通の路線図や時刻表を作成し、利用促進を図る。

- ・ 配布時期: 平成 27 年 3 月 1 日
- ・ 配布先: 市内全世帯、バス案内所等
- ・ 配布数量: 90,000 部



【1冊目 利用ガイド】

〔 啓発資料、路線バス・列車の乗り方、
路線図などを記載 〕



【2冊目 時刻表】

〔 新幹線、在来線、路線バス、市営バス、
乗合タクシーなどの運行時刻を記載 〕

5 その他

- (1) 各区が発行する区報に路線バス利用促進に関する記事を記載
- (2) 市民便利帳（NTT東日本タウンページ）にバス路線図を掲載
- (3) 高田城百万人観桜会やSAKE 祭り会場へ路線バスを利用して移動できることを周知

上越市地域公共交通活性化協議会会則

(名称)

第1条 本会は、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 活性化法に関すること

ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更に関する事項

イ 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項

(2) 運送法に関すること

ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項

イ 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項

(3) 公共交通の維持・確保・改善に関すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業に関すること。

(4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる人により構成する。

- (1) 上越市企画政策部長又はその指名する人
- (2) 公共交通事業者等の代表者又はその指名する人
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業者等の代表者又はその指名する人
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者又はその指名する人
- (5) 新潟県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する人
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する人
- (8) 新潟県交通政策局長又はその指名する人
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する人
- (10) 学識経験を有する人
- (11) その他協議会が必要と認める人

3 第2項第1号から第5号まで及び同項第7号から第9号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第4条第2項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年以内で第3条に規定する協議事項の協議に必要な期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全員の賛成をもってこれを決する。
- 4 協議会の会議は、原則として公開とする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の運営にあたり必要な事項その他協議会が必要と認める事項を処理する。
- 3 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実行に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調ったときは、関係者に対して証明書（別記様式）を発行することができる。

(財務)

第12条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、上越市新幹線・交通政策課に置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月25日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成24年3月26日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年7月25日から施行する。

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。